

第2次 恵庭市デジタル化推進計画

令和7年(2025)年12月

恵庭市

目 次

第1章 恵庭市デジタル化推進計画について

- 1.1 恵庭市デジタル化推進計画について…………… 2
- 1.2 位置付け…………… 2
- 1.3 恵庭市デジタル化推進計画の見直しについて…………… 3
- 1.4 計画期間…………… 3

第2章 これまでの主な取り組み

- 2.1 基本理念…………… 4
- 2.2 基本方針と主な実績…………… 4

第3章 本市の現状と課題

- 3.1 本市の情報化の現状…………… 5
- 3.2 市民意識調査結果からわかったデジタル化の課題…………… 6

第4章 国・北海道の動向

- 4.1 国の動き…………… 12
- 4.2 北海道の動き…………… 12

第5章 本市の情報化推進の方向性

- 5.1 基本理念…………… 13

第6章 今後の主な取り組み

- 6.1 今後の主な取り組み…………… 14

第7章 推進体制

- 7.1 推進体制…………… 15
- 7.2 進行管理の方法…………… 15

第1章 恵庭市デジタル化推進計画について

1.1 恵庭市デジタル化推進計画について

恵庭市は、平成17年8月に「恵庭市電子自治体推進計画」を策定し、行政サービスの高度化と利便性の向上を図りました。さらに、令和4年3月には「恵庭市デジタル化推進計画」(以下、「推進計画」)を策定し、ICTを取り巻く環境や社会情勢の変化、国のICTに関する施策及び本市の現状における課題を踏まえて、ICTの効率的な利活用及びデジタル化施策を計画的に推進しています。

1.2 位置付け

「推進計画」は、上位計画である「恵庭市総合計画」の目標を達成すべく、恵庭市新行政改革大綱の分野別計画であり、北海道や国の動向に注視しつつ、本市のデジタル施策の基本的な方向性を示すものです。

また、官民データ活用推進基本法第9条第3項の規定に基づき、市町村で策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画である「市町村官民データ活用推進計画」としても位置付けています。

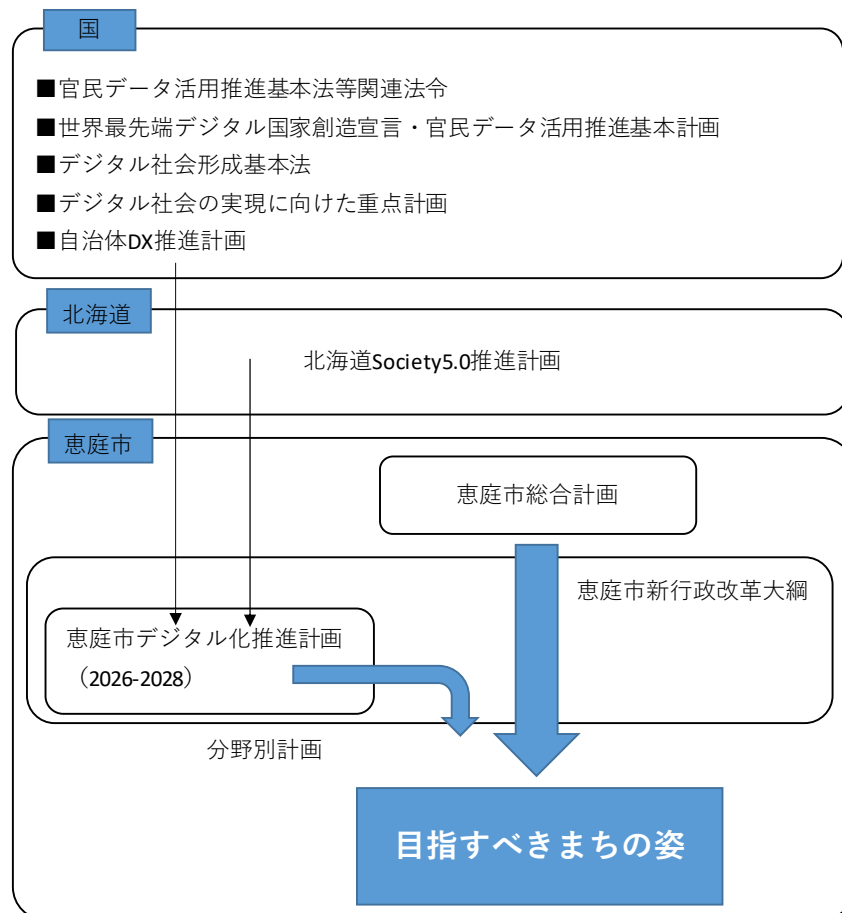


図1 計画の位置付け

1.3 恵庭市デジタル化推進計画の見直しについて

本計画の計画期間が令和8年3月末までであることから、今回計画の見直しを行います。又、恵庭市総合計画と足並みを揃え、新たな計画についても計画期間は同様とします。一方、国・北海道をはじめ、恵庭市の取り巻く環境は日々変わることから、「推進計画」について、より具体的な取り組みを定めている恵庭市デジタル化推進計画実施計画(以下、「実施計画」)については、計画期間は5年とし、毎年見直しを行うことで効果的に事業を実施することとします。

1.4 計画期間

次期計画期間は第6期総合計画と同様の令和8年度から令和17年度までの10年間とし、5年毎に見直しを実施するものとします。

年次	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
恵庭市総合計画	第6期総合計画（前期）：5年					第6期総合計画（後期）：5年				
恵庭市デジタル推進計画	計画期間：10年									
恵庭市デジタル化推進計画 実施計画（毎年見直し）	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡

図2 計画期間

第2章 これまでの主な取り組み

本市におけるこれまでの取り組み

前計画期間(R5.4～R8.3)において、取り組んだ主な事業については下表のとおりです。

2.1 基本理念

『デジタル技術を活用した新たな社会基盤の構築によるスマート自治体を目指して』

2.2 基本方針と主な実績

基本方針	個別事業名
1 市民利用サービスのデジタル化 窓口手続のデジタル化による市民の利便性の向上の実現やICT 活用による災害への対応、教育・文化分野のデジタル化を推進します。	窓口支援システム(書かない窓口)の導入 デジタルマップを活用した情報発信 救急支援システムの導入 公共施設への公衆無線LANの設置 校内ネットワーク及びGIGAスクール構想の推進 小中学校におけるデジタル教材の導入
2 行政事務のデジタル化 本市におけるデジタル・ガバメントの実現に向けて、業務システムのデジタル化を推進します。	電子文書管理・電子決裁の導入 AI-OCR、RPAの利活用の推進 LINEを活用した市民サービスの導入 電子入札システムの導入 学童クラブ運用システムの導入 庁内のコミュニケーション手段(ビジネスチャット等)の導入
3 デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保 職員のデジタルリテラシーの向上を図るとともに個人情報の流出や高度化・巧妙化するサーバー攻撃などの事故に対し、市民の個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るため、情報セキュリティを確保する取組を推進します。	情報セキュリティ対策の強化
4 デジタルデバインド(情報格差)対策 ICT の利活用における格差が生じることのないよう取組を推進します。	スマホ教室の開催
5 動向を踏まえたデジタル化の推進 社会全体のデジタル化は今後も更に加速するため、最新技術の情報収集を行うとともに、その技術が市民の利便性やサービスの向上に寄与するか将来を見据えた視点に立ち推進します。	オープンデータ(公開)の推進

第3章 本市の現状と課題

3.1 本市の情報化の現状

本市では、国が推進する電子自治体の実現に向けた取組みを行うため、平成 13 (2001)年度に庁内 LAN 及び市内の公共施設、小中学校等とネットワークを構築し、行政・福祉・防災情報等をホームページや電子メールなどを利用して共有化できるようになりました。また、庁内においては、3か年でほぼ正職員全員にノート型パソコンを配布し、業務の OA 化・効率化に大きく寄与しました。

平成 17(2005)年8月には、「恵庭市電子自治体推進計画」を策定し、便利で利用しやすい市民サービスの実現やスピーディで効率的な行政運営の実現のため、ホームページの拡充や HARP を利用した電子自治体の実現、業務の電子化・効率化、個人情報保護や情報セキュリティの確保に取り組んできました。例えば、ホームページの拡充では、市民ニーズにあった情報を容易に検索できるよう改善、議会中継を Web 上で公開し、自宅からでも閲覧できるようになりました。HARP を利用した電子自治体の実現では、公共施設予約情報システムの運用、様々な申請・届出様式をインターネットからダウンロード可能となっています。業務の電子化・効率化では、各システム(庁内掲示板、電子決裁など)の入り口となるポータルを整備やサーバやシステム管理について外部委託を積極的に活用しております。

個人情報保護や情報セキュリティの確保では、IC カード認証システムを導入し、端末からの情報持出不可設定や自治体クラウドによる高度なセキュリティ対策に取り組んでおります。また、こうした技術的な対策のほか、市民の大切な個人情報を守るため、職員に対する研修を行っております。

第5期総合計画以降のデジタル活用施策としては、市税等のコンビニでの収納対応やマイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付、市内交通バスロケーションサービスの導入や図書館利用カードの生体認証システムの導入、小中学校における電子黒板・デジタル教科書の導入や、児童・生徒へのタブレット端末の配布等を順次行っております。加えて、庁内においても、引き続き RPA の導入による事務の効率化を目指すとともに、市議会においてもタブレット端末の配備やネットワーク機器等の整備を行っております。

令和 4 年 3 月には推進計画を策定し、ICT を取り巻く環境や社会情勢の変化、国の ICT に関する施策及び本市の現状における課題を踏まえて、ICT の効率的な利活用及びデジタル化施策をさらに推進しました。

3.2 市民意識調査結果からわかったデジタル化の課題

本市のデジタル化に関する市民意識調査の結果から、前回調査から 5 ポイント上昇し、86.3%の市民の方がインターネットと接続できる情報機器、特にスマートフォンやタブレット端末を所有しており、インターネットサービス普及率がますます増加していることがわかります。

また、市の施策の中で優先的に情報通信技術の利活用が進むことを期待する分野として、前回調査同様「保健・医療・介護・福祉」や「高齢者・障がい者福祉」などの分野でデジタル化が進むことを期待しており、「環境・ごみ対策関連」が上昇傾向となっています。

また、行政サービスの中で行政通信技術を使って充実してほしいと思うことは、過半数の方が「行政手続の電子申請」を選択しています。

マイナンバーカードの利活用で優先的に進めてほしいことは、「行政手続のオンライン化」や「各種申請書の記入の省略」の割合が高くなっています。

このように、多くの市民が、インターネットサービスの恩恵を共有できるようになった現在では、市民生活に密着した分野である「保健・医療・介護・福祉」や「高齢者・障がい者福祉」などの分野のデジタル化の進展や、ひとり一人の生活スタイルやニーズに合わせるため、「行政手続の電子申請」や「各種申請書の記入の省略」の充実により、時間と空間の制約を取り払うことを期待しています。

しかし、一方で、回答全体の約5%が、インターネットに接続できる情報機器の利用を予定していないと回答しています。デジタル機器・サービスに不慣れな方や機器等の利用が困難な方もデジタル化の恩恵を実感できるように「各種申請書の記入の省略」など、窓口での行政手続の負担軽減を検討する必要があります。

国では、『誰一人取り残されないデジタル社会の実現』を目指す姿に掲げており、本市においても、デジタル機器・サービスに不慣れな方や自らはこれらを利用しない方も含めて、デジタル化により実現される迅速かつ円滑な行政サービスの提供を始め、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるような環境を整備することが必要となります。

【市民意識調査の結果】

本市の最上位計画である総合計画の効果検証のために、定期的に市民意識調査を実施しております。そこで、市民の情報化の現状を的確に捉えるために情報化施策等のニーズ調査をすることにより、計画策定における方針や方向性を検討するための基礎資料とすることを目的として、デジタル化に関する調査項目を加え、実施しました。前回(令和3年度実施)と比較した分析結果は以下のとおりとなります。

【今回調査】

対象者：令和7年4月1日現在、16歳以上80歳未満の市民

対象者数：2,000人

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

調査方法：郵送(郵送回収、Web回収)

調査期間：令和7年4月25日～令和7年5月14日

※期日を過ぎても複数の回答があったため、できるだけ多くの意見を反映することを優先し、5月26日までの回収分を有効回答とした。

回収状況：合計 42.8%

【前回調査】

対象者：令和3年11月1日現在、16歳以上80歳未満の市民

対象者数：2,000人

抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出

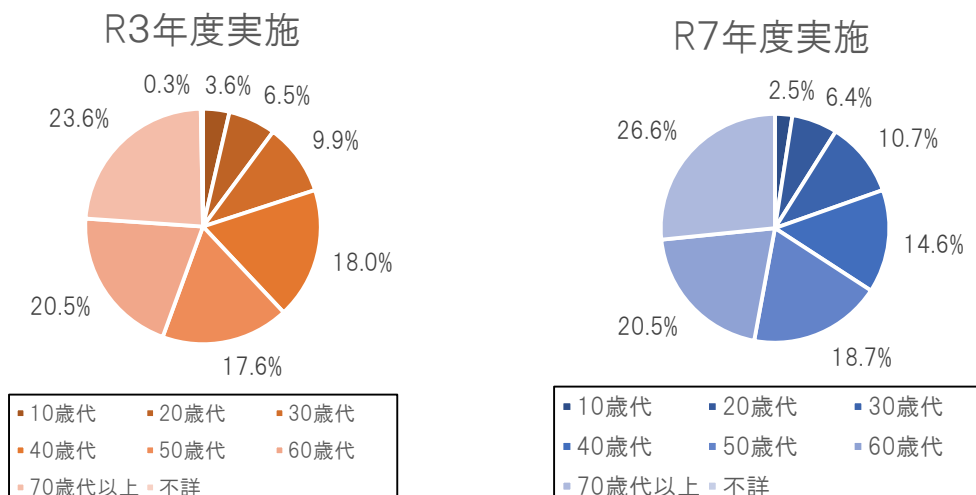
調査方法：郵送(郵送回収、Web回収)

調査期間：令和3年12月14日～令和4年1月14日

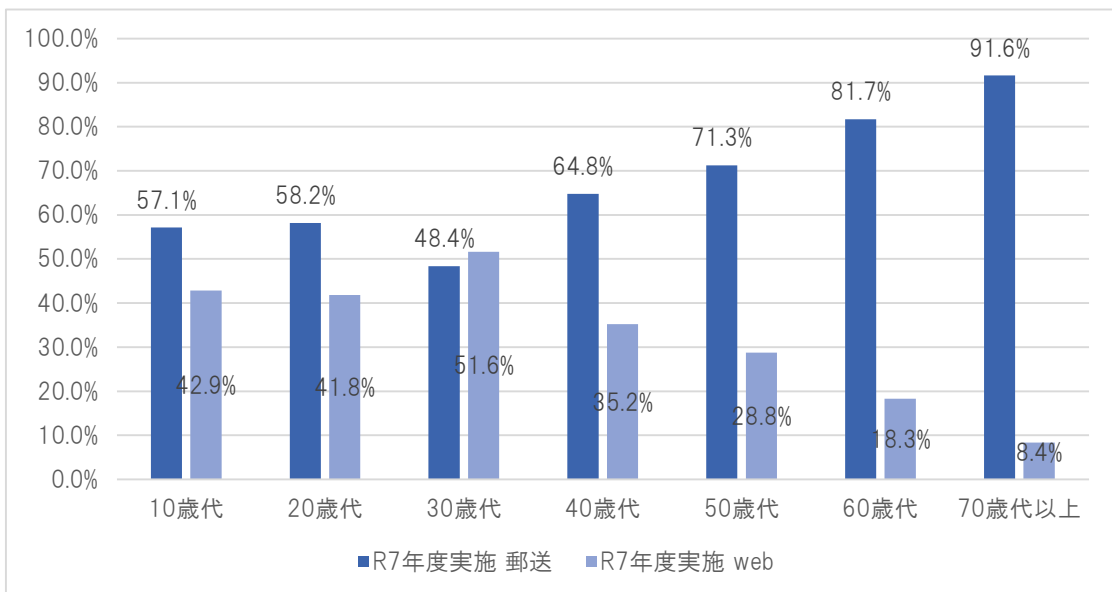
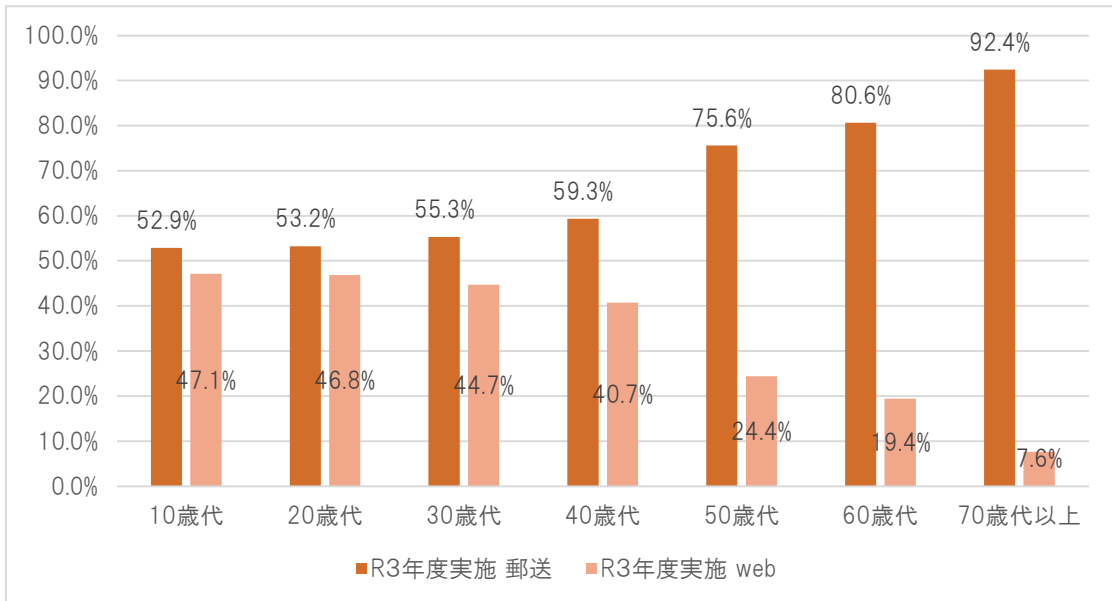
回収状況：合計 47.7%

※凡例内の「R3:～」については、設問内容が一部変更となっていることからR3時の設問を記載

① 回答者の年齢構成

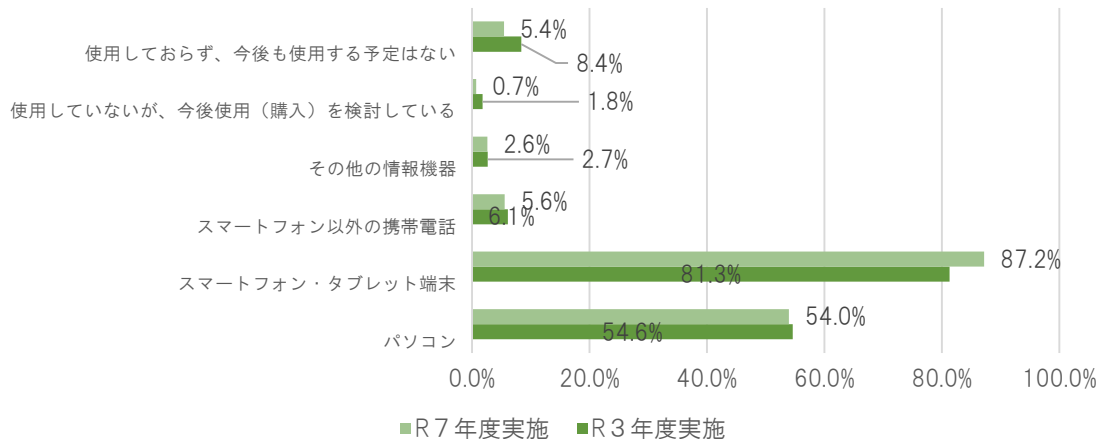


② 年代別回答方法別割合



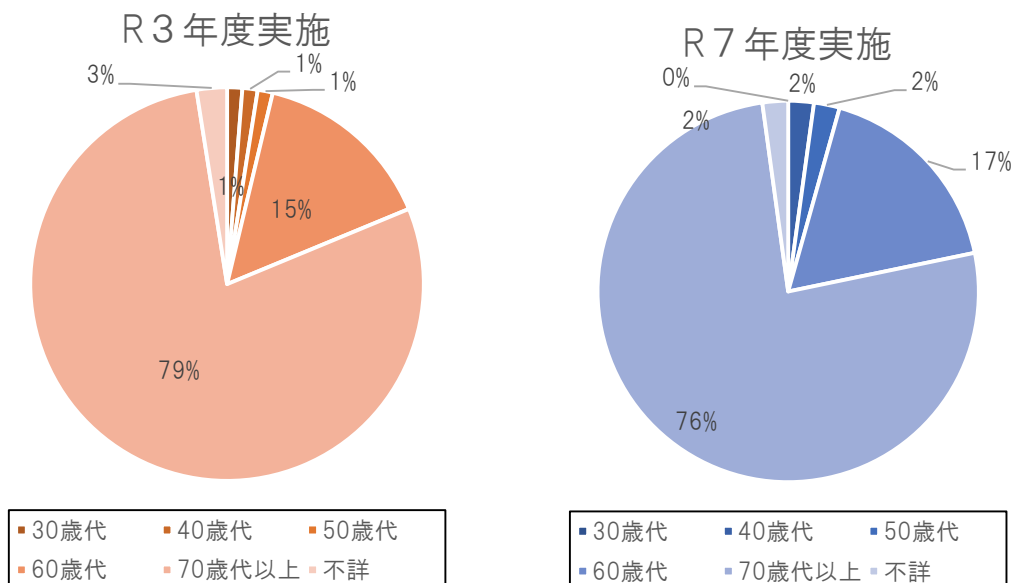
回答者の年代別に回答方法をみると、全体的な傾向は前回調査から大きな変化はないものの、30歳代のWeb回答の割合が大きく上昇しています。

③-1 自宅等で自分で使用できるインターネット情報機器は？(複数回答可)



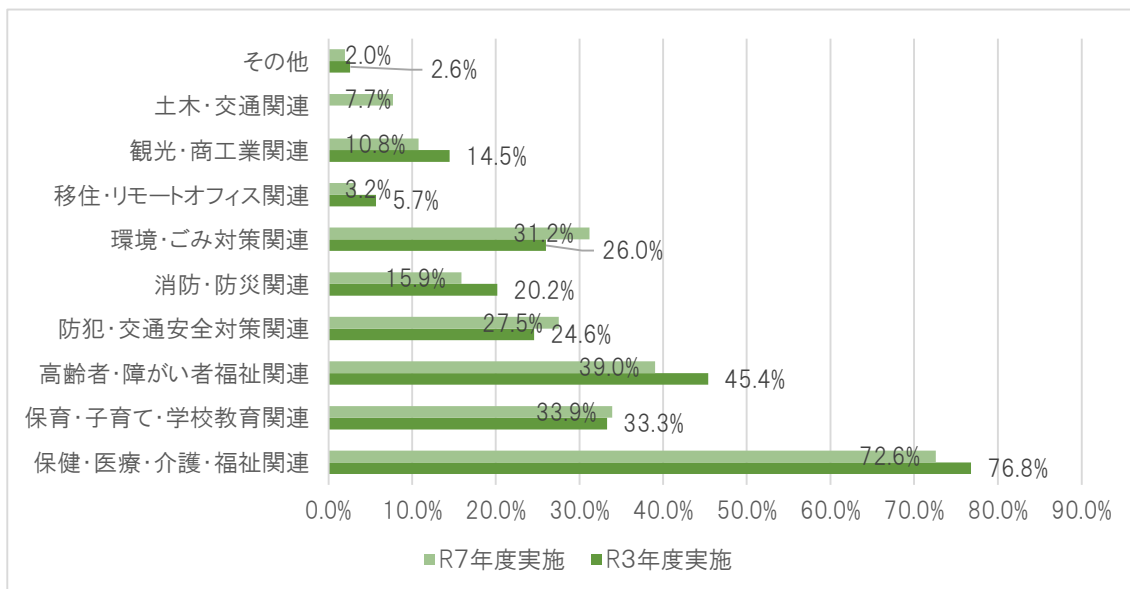
自分で使用できるインターネット情報機器の所持状況をみると、全体の8割以上の方が、スマートフォンまたはタブレット端末を所有していることがわかり、その割合は若干ではあるものの前回調査時よりも上昇しています。
 また一方で、5.4%の方が、「現在、利用していないし、今後も利用する予定はない」と回答しています。

③-2 『今後も利用する予定はない』と回答した方の年代別構成



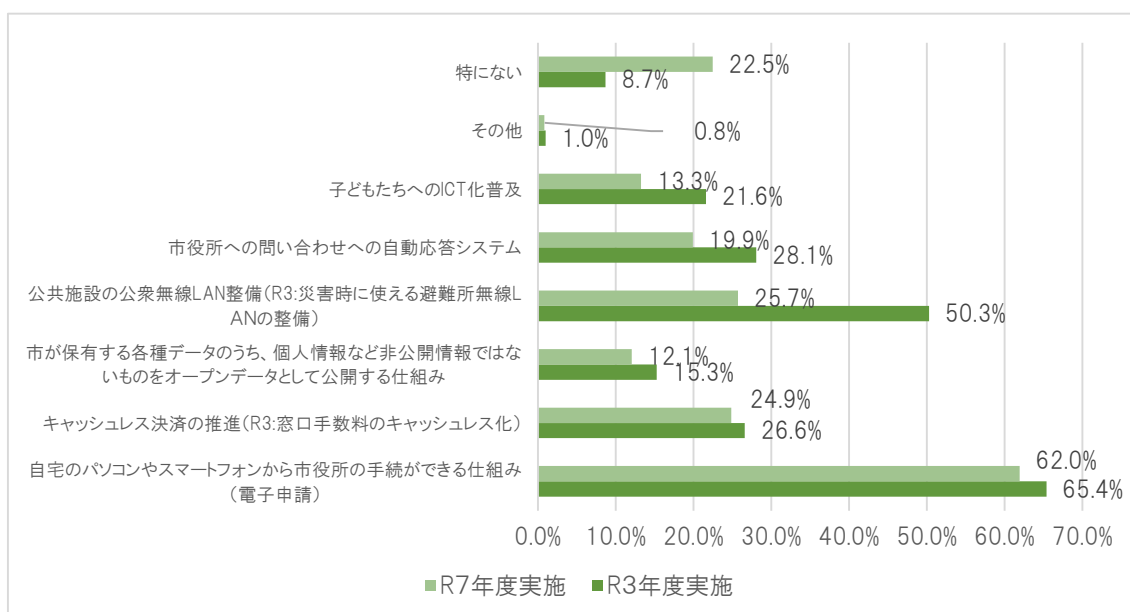
インターネットに接続できる情報機器を今後も利用する予定がないと回答した年代別構成をみると、70歳以上が75.0%以上を占めています。

④市の施策の中で優先的に情報通信技術の利活用が進むことを期待する分野は？
(複数回答可)



福祉施策に対する分野が減少する一方、今回調査の新たな項目である土木・交通関連や環境・ごみ対策関連が上昇しています。

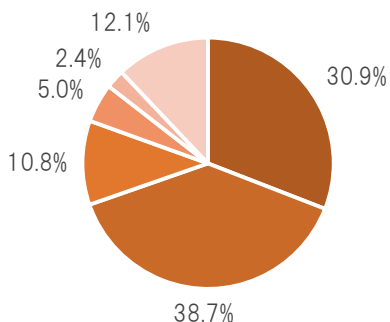
⑤充実するべきと思う情報通信技術を使った行政サービスは何ですか？(複数回答可)



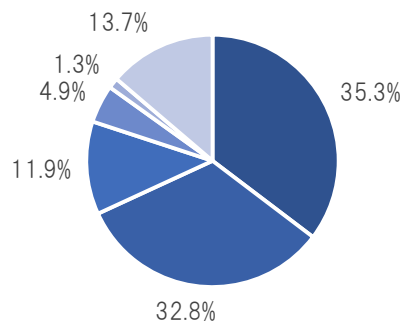
『その他』としては、パソコンを持っていない。スマートフォンをインターネットに接続してないので、利用できないとの意見がありました。

⑥マイナンバーカードの利活用で優先的に進めてほしいことは？

R3年度実施

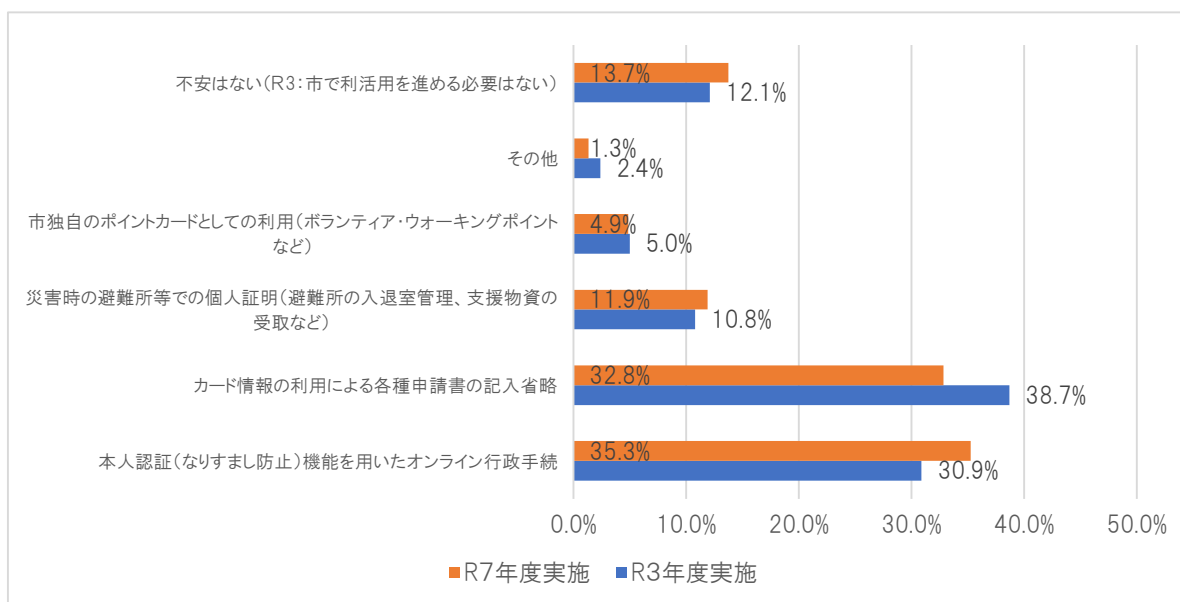


R7年度実施



- 本人認証(なりすまし防止)機能を用いたオンライン行政手続
- カード情報の利用による各種申請書の記入省略
- 災害時の避難所等での個人証明(避難所の入退室管理、支援物資の受取など)
- 市独自のポイントカードとしての利用(ボランティア・ウォーキングポイントなど)
- その他
- 不安はない(R3:市で利活用を進める必要はない)

- 本人認証(なりすまし防止)機能を用いたオンライン行政手続
- カード情報の利用による各種申請書の記入省略
- 災害時の避難所等での個人証明(避難所の入退室管理、支援物資の受取など)
- 市独自のポイントカードとしての利用(ボランティア・ウォーキングポイントなど)
- その他
- 不安はない(R3:市で利活用を進める必要はない)



マイナンバーカードの利活用については、前回調査に比べ、本人認証機能を用いたオンライン行政手続を優先して進めてほしいという割合が増加している。

第4章 国・北海道の動向

4.1 国の動き（デジタル社会形成基本法の制定等）

- 国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題などを踏まえ、2020年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、デジタル化を強力に進めるための方針を示しました。
- 基本方針に基づき、2020年12月に「デジタル・ガバメント実行計画」、2021年5月に「デジタル社会形成基本法」が制定されました。
- 総務省は、2020年12月に「自治体DX推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組みを全自治体において着実に進めていくとしています。

「デジタル社会形成基本法」における国・地方公共団体の役割

- 民間の活力が十分に発揮されるための環境整備（デジタル社会の形成に当たっては原則として民間が主導的役割を担う）
- 公共サービスにおける利便性の向上
- 行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上等

「自治体DX推進計画1.0」における重点取組事項（6項目）

- ①自治体の情報システムの標準化・共通化②マイナンバーカードの普及促進、③自治体の行政手続のオンライン化、④自治体のAI・RPAの利用推進⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底

4.2 北海道の動き（北海道Society5.0の策定）

- 北海道は、2021年（令和3年）3月に「北海道Society5.0」を策定し、「北海道Society5.0構想」で掲げた未来技術を活用した活力にあふれる北海道の未来社会の実現に向け、道民、道、国、市町村、企業等とビジョンや役割を共有し、取り組みの方向性を示しています。

【北海道における取組方針】

- ① 未来技術を活用して将来にわたり安全・安心で豊かな生活を実現
- ② 未来技術を活用した産業振興と多様な主体の連携による新たな価値創造
- ③ 未来技術の活用を前提とした仕組みづくり
- ④ データの共有と活用の仕組みづくり
- ⑤ 未来技術を支える社会的・人的基盤の整備

第5章 本市の情報化推進の方向性

本計画における情報化の基本的な考え方については、上位計画である第6期恵庭市総合計画をはじめ、国や道の情報政策の動向及び本市における情報化の現状とニーズを踏まえ、次の基本理念を掲げます。

5.1 基本理念

『デジタル技術を活用したスマート自治体を目指して』

本市の人口は、2025年3月末で70,125人(住民基本台帳月別人口)と微増を維持しているものの、今後については2040年問題といった労働人口の減少などが懸念されております。また、南海トラフ地震や千島海溝沿い地震への懸念の高まりのほか、豪雨などの異常気象による災害も頻発化しています。さらに新型コロナウイルス感染症への対応において、国、地方公共団体や社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う非効率さ、煩雑な手続や給付の遅れなどの課題が明らかとなりました。

今後、急速な人口減少が見込まれる中、持続可能な行政サービスを提供していくためには、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとともに、DXを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要となります。

第6章 今後の基本方針

6.1 今後の基本方針

基本理念のもと、本市の情報化の目指すべき方向性として、基本方針を次のとおり設定します。今後の具体的な取り組みについては、毎年見直しを行う実施計画において、国、道が策定する計画を参考に、日々変化する本市の ICT を取り巻く環境や社会情勢の変化、現状における課題を踏まえて、計画的に推進していきます。

基本方針1 市民利用サービスのデジタル化

窓口手続のデジタル化による市民の利便性の向上の実現やICT活用による災害への対応、教育・文化分野のデジタル化を推進します。

- (1)フロントヤード(住民と行政との接点)改革の促進
- (2)暮らしや安心・安全に関する情報化の推進
- (3)学びと文化を育む環境の推進

基本方針2 行政事務のデジタル化

デジタル・ガバメントの実現に向けて、業務システムのデジタル化を目指します。

- (1)業務改革・業務効率化・働き方改革への取組
- (2)情報システム改革等

基本方針3 デジタルリテラシーの向上及び情報セキュリティの確保

市民の個人情報や市の重要情報等の情報資産を守るため、情報セキュリティを確保する取組を推進します。

- (1)職員のデジタルリテラシー向上
- (2)推進体制の確保
- (3)個人情報漏洩対策

基本方針4 デジタルデバインド(情報格差)対策

ICT の利活用における格差が生じることのないよう民間企業と連携しながら取組を推進します。

- (1)情報格差への取組

基本方針5 社会情勢を踏まえたデジタル化の推進

最新技術の情報収集を行い、その技術が市民の利便性やサービスの向上に寄与するか将来を見据えた視点に立ち推進します。

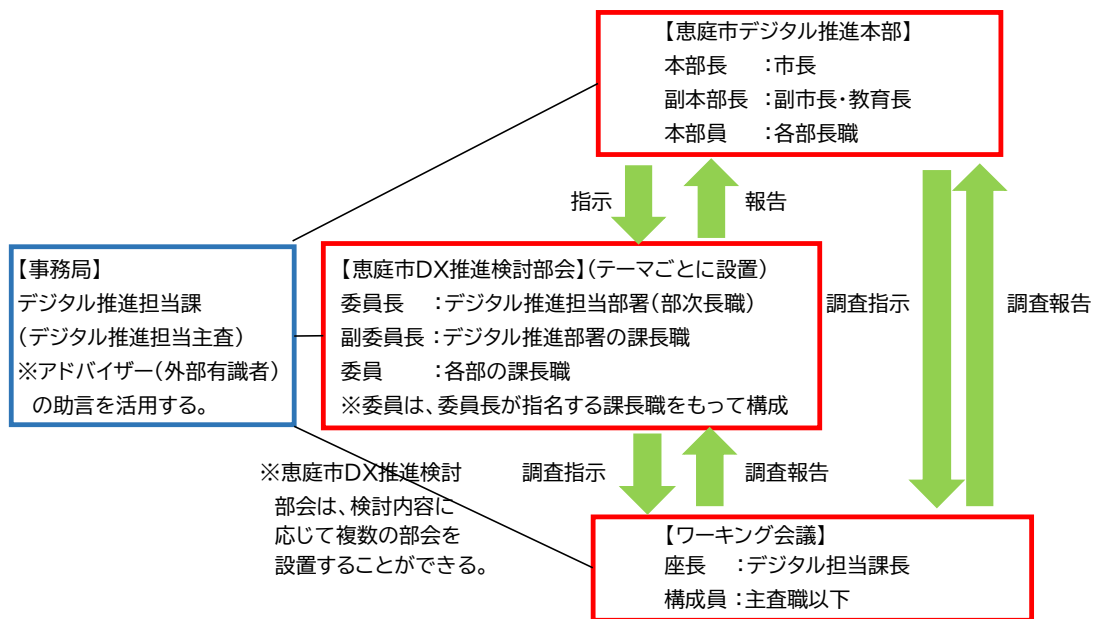
- (1)オープンデータの推進
- (2)新たな情報通信技術を活用した取組

第7章 推進体制と進行管理

7.1 推進体制

本市の「推進計画」「実施計画」を円滑かつ着実に実施していくために、組織横断的な情報化推進体制を確立し、全庁的な情報化の推進に向けて取組むことが必要となります。本推進計画に基づく実施計画について、下記の推進体制の下、着実に実行していきます。

(1) 計画の推進体制



※ワーキング会議は、より詳細な調査研究を行わせる必要がある場合に、置くことができる。(必要時に設置)

7.2 進行管理の方法

実施計画に位置付けられた事業については、計画に沿って進められているか、十分な効果が得られているか、定期的に進捗状況・成果等を把握・評価を行い、必要に応じて、事業の継続や目標設定について見直しを行います。

また、計画作成後における社会情勢の変化や技術革新の状況など考慮しながら、追加事業や廃止事業についても適宜見直しを行います。

恵庭市デジタル化推進計画

令和4(2022)年 3月策定

令和5(2023)年 3月改訂

令和7(2025)年12月全面改訂(第2次)

【編集・発行】恵庭市総務部情報政策室情報政策課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

電話 0123(33)3131(内線 2216)

FAX 0123(33)3137

E-mail jyohojimu@city.eniwa.hokkaido.jp

URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>